

会費 規定

NPO法人 花とみどりの街づくり・箕面

平成27年6月27日 通常総会制定

(目 的)

第1条 本規定は定款に基づき、会員の入会金及び会費について定める。

(会費の額)

第2条 入会金及び年度ごとの会費の額については、次のとおりとする。

(1) 会員入会金 なし

(2) 正会員会費

個人会員 1,000円

任意団体会員

会員数 10人以下・・・1,000円

11人～30人・・・2,000円

31人以上・・・3,000円

公益的法人会員 5,000円

(公益的法人とは、特定非営利活動法人(NPO法人)・社団法人・財団法人など、主に非営利で公益目的で活動する法人をいう)

営利法人会員 10,000円

(営利法人とは、株式会社・有限会社など、主に営利目的で活動する法人をいう)

(会費の減免)

第3条 第2条の規定にかかわらず、次の会員について会費を免除する。

(1) 学生会員又は未成年会員

(2) その会員の1人以上がこの法人の個人会員であり、かつ主に非営利で公益的活動を行う任意団体会員

(3) その他、代表理事が免除が必要と認めた会員

2 年度の後半の入会については、その年度の会費を10月～12月入会は半額、1月～3月入会は四分の一の額とする。

(改 訂)

第4条 本規定は、総会の議決をもって改訂することができる。

以 上